

2023年5月1日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府関連労働組合連合会
執行委員長 北川 美千代

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う職務専念義務の免除等の廃止について」および「新型コロナウイルス感染症対策業務に係る特殊勤務手当（防疫等作業手当）の改正について」の提案に対する府労組連の回答

4月27日に提案のあった「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う職務専念義務の免除等の廃止について」および「新型コロナウイルス感染症対策業務に係る特殊勤務手当（防疫等作業手当）の改正について」の回答は以下のとおりです。

1. 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う職務専念義務の免除等の廃止について

今回提案のあった職務専念義務の免除等の廃止については、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されることに伴う国家公務員の取扱いに準じたものであり、やむを得ないと判断します。

しかしながら、学校現場や福祉施設などは他の職場と比べても感染リスクが高く、引き続き必要な感染防止対策を行うことを求めます。

また、職員・教職員が新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザ等に感染した場合や感染の疑いがある場合は、感染拡大防止の観点からも、速やかに病気休暇等が取得できるよう診断書の提出等を求めない対応をすることを求めます。

2. 新型コロナウイルス感染症対策業務に係る特殊勤務手当（防疫等作業手当）の改正について

今回提案のあった新型コロナウイルス感染症対策業務に係る特例措置の廃止については、提案理由を「新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されることに伴う国家公務員の取扱いに準じたもの」としていますが、国家公務員と保健所等を擁する地方自治体職員とでは、その業務内容に大きな違いもあり、安易に国家公務員に準じて廃止することに反対します。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更される5月8日以降であっても、コロナの病原性や感染性が低下するわけではありません。むしろ、置き換わりが進んでいるXBB1.5は感染性が高まるとの予測もされています。

2類から5類への移行期で医療体制の十分な確保や保健所等の業務がどのように変更されるのか（想定外の患者搬送を引き受ける可能性等）不安定な状況もあります。

こうした実態を踏まえ、当面の間は特殊勤務手当を継続し、職場実態を十分に踏まえ、防疫等作業手当のあり方も含めた検討を行うよう求めます。